

みどりのたより

63号

平成27年7月7日

CONTENTS

新会長あいさつ	1
I. 行政情報	
1. 新たな食料・農業・農村基本計画について	5
2. 急性参照用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進め方について	8
3. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果	9
4. 平成27年度農薬危害防止運動の実施	12
5. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組	13
6. 平成26年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策	14
7. 平成26年食中毒発生状況の概要	16
8. 平成27年の病害虫発生予察情報「特殊報」一覧	17
9. 使用制限となる農薬と変更内容	19
II. 緑の安全管理士会	
1. 平成27年度「緑の安全管理士会」役員会開催 (協会創立20周年における取り組み)	20
2. 「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)	20
3. 事務局からの連絡とお願い	24
III. 緑の安全推進協会	
1. 第26回通常総会開催	25
2. 資格認定研修会	25
3. 特別研修会	25
4. 講師派遣	26
5. 農薬電話相談室	26
6. 「グリーン農薬総覧2015年総合版」のご案内	26
7. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」	26
8. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	26
9. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証 紛失等再発行願い など	27

会長挨拶

公益社団法人 緑の安全推進協会
会 長 齊 藤 登



このたび緑の安全推進協会の会長をお引き受けすることとなり、一言ご挨拶を申し上げます。

緑の安全推進協会は本年社団法人としての発足以来20周年の節目を迎え、ますますその社会的な使命に対する期待が大きくなっているものと感じております。

当協会の設立は、昭和60年、奈良県のゴルフ場建設反対運動に端を発した反農薬の動きの中で、農薬の社会的使命に対する正しい理解の増進と農薬の安全使用の推進を、一過性の運動でなく継続的に取り組む組織が必要との共通認識の下、農薬メーカー、流通業者、農薬使用者等が結集し、特定の立場を離れ、農薬の社会的理解を求める啓発活動の推進とあわせて農薬安全使用の徹底を図ることを目的とする任意団体が発足したことに端を発します。これが当協会の前身の誕生でした。

この団体は徐々に活動の実績を重ね、平成7年に公益の社団法人として農林水産省の認定を受け、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発を活動の柱として歩みを進めて参りました。平成25年度からは、新法人制度の下で公益社団法人として新たなスタートを切り、現在に至っております。

わが国において農薬は、登録制度の下での厳格な科学的審査によりその安全性が担保されているわけですが、そこでは、農薬のラベルに記載された使用法や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、周辺住民、さらには周辺環境への安全を確保するための前提となっています。ところが、現場で農薬を使用する場面には多くの人に関わるため、残念ながら中には農薬について十分な知識を持たない人が取り扱う場合も起こり得ます。このため、この段階でどのような場合にあってはラベルの内容を守って「適正使用」を徹底していくかが農薬の安全確保にとって、最重要の課題となります。

この課題の解決のため特に力を入れているのが、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の第一線で、実践的な指導監督を行いうる専門家として「緑の安全管理士」を養成し、資格を認定する事業で、一貫して協会の事業の主要な柱の一つとしてきました。農薬をめぐる技術は日進月歩で、資格を認定された緑の安全管理士といえども、常に新しい知識を吸収し、資質の向上に努めなければ、専門家としての社会的期待に応えられません。そのため、日常的な技術情報の提供と併せ、5年ごとの資格の更新と、その間の地方支部大会を兼ねた更新研修に参加することを義務付け、レベルの維持向上を図ってきています。

現在全国で2,800名を超える緑の安全管理士が活躍しており、協会としましてはこの緑の安全管理士の皆様の積極的な参画を得つつ、さらに一層地域活動の強化と活動の活性化を図るための方策の検討を続けて参ります。

一方、農薬に関する正しい知識の普及啓発を進めるため、全国各地で開かれる農薬に関する勉強会への講師の無料派遣、農薬使用者や消費者を問わず、農薬に関する一般的な疑問に答える農薬電話相談窓口の常時開設や、ホームページの開設など、広報活動にも取り組んできました。また、緑地、ゴルフ場などにおける農薬使用に際し、必要な情報を網羅した「グリーン農薬総覧」を刊行し、関係の皆様の参考に供しております。引き続きこれらの活動の充実にも努めて参ります。

今後とも社会の期待に応えるべく、役職員一同、気持ちを一つにして精いっぱい努力して参る所存ですので、皆様のご支援、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。

I. 行政情報 ハイライト

1. 新たな食料・農業・農村基本計画について

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、国が中長期的に取り組むべき方針を定めたもので、情勢変化等を踏まえて、概ね5年ごとに変更することとされています。

4回目の新たな食料・農業・農村基本計画が平成27年3月31日に閣議決定されています。(農林水産省大臣官房政策課・解説 本文5頁へ)

2. 急性参照用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進め方について(平成27年3月13日公表)

厚労省は、平成27年3月13日に薬事審議会を開催し、今後の基準見直しの進め方について資料を公開した。

<基本的な考え方>

- (1) 新規開発や適用拡大等による基準設定のため食品安全委員会において評価がなされる農薬については、ARfDを考慮した基準設定を行う。
- (2) 基準設定の予定がない農薬については、海外における評価結果等を参考に毒性及び暴露量が大きいと考えられる農薬から優先的に見直し作業を進める。

<当面の作業方針>

以下の条件に該当する農薬は、優先的に基準の見直しに係る作業を行う。

- (1) ARfD(ADI)が0.01 mg/kg 体重 未満であって、モニタリング検査における検出率が0.1%以上の農薬又は出荷量が800t・k1/年以上の農薬。
- (2) モニタリング検査における検出率が1%以上又は出荷量が2,000 t・k1/年以上の農薬であって、ARfD (ADI)が0.03 mg/kg 体重 未満の農薬又はARfD (ADI)が設定されていない農薬。(本文8頁へ)

3. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果(平成27年3月31日公表)

農水省は、平成25年度に実施した農薬の適正使用を確認するための調査結果を公表しました。

(1) 農薬の使用状況

3,928戸の農家について調査。6戸(0.15%)に不適正な使用が認められたが、ほぼすべての農家で農薬は適正に使用されていた。

(2) 農薬の残留状況

928検体の農産物について残留農薬を分析。1検体(ねぎ)を除いて残留基準値の超過はなかった。(本文9頁へ)

4. 平成27年度農薬危害防止運動の実施(平成27年4月24日通知)

農水省は、厚労省、環境省、都道府県等と共同で、農薬の不適切な取り扱いやそれに伴う事故等の未然防止するために、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底する運動を、農薬を使用する機会が増える6月～8月にかけて実施し、啓発活動に努めている。

(ポスター12頁へ)

5. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組 (2015.5 月改訂、5/18)

農水省は、2015 年 4 月 2 日に米国環境保護庁 (EPA、農薬登録審査機関) が、4 種類のネオニコチノイド系農薬に対し、再評価までの間は新たな使用方法については承認しないことが公表されたことを反映した Q&A の改訂を行った。

- (1) 米国の状況に関する Q&A を 1 問「Q 7」とし追加し、全 9 問となった。
- (2) Q1~6 は、変更なし。
- (3) 「Q 8、9」は、EU の 3 種類に対し今回の米国 4 種類となったことによる表記の整合性程度の修正。 (本文 13 頁へ)

6. 平成 26 年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策(平成 27 年 6 月 23 日公表)

農水省は、調査 2 年目にあたる平成 26 年度(4/1~3/31)に報告のあった被害事例について取りまとめ、今後の対策と併せ公表した。

<結果のポイント>

- (1) 79 件の被害事例が報告された。(25 年度(5/30~3/31)は、69 件)
- (2) 蜜蜂被害は、25 年度と同様、水稻の開花期及びその前後に多く、カメムシ防除に使用した殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられる。
- (3) 周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例が報告されている。 (本文 14 頁へ)

※ 農薬工業会は「農家の皆様へ」の啓発チラシを作成しました。…15 頁へチラシ配布をご希望の方は農薬工業会にご連絡ください。
(電話：03-5649-7191、jcpa@jcpa.or.jp)

7. 平成 26 年食中毒発生状況の概要(平成 27 年 6 月 23 日)

厚労省は、第 566 回食品安全委員会(6/23)で、平成 26 年食中毒発生状況の概要を報告した。

【概要】

- (1) 食中毒事件数は 976 件 (対前年+45 件)、患者数は 19,355 人 (対前年-1,447 人)、死者数 2 人 (対前年+1 人)。
- (2) 原因物質別は、細菌 440 件(7,210 人)、ウイルス 301 件(10,707 人)、寄生虫 122 件(508 人)、化学物質 10 件(70 人)、自然毒 79 件(288 人)、その他 1 件(123 人)、不明 23 件(449 人)。
- (3) 死者数の 2 人は、自然毒による。

(本文 16 頁へ)

新たな食料・農業・農村基本計画について

農林水産省大臣官房政策課

◆ はじめに

平成 27 年 3 月 31 日に、農政の中長期のビジョンとなる、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

新たな基本計画は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年 7 月制定）に基づき決定された 4 回目の基本計画となります。食料・農業・農村政策審議会の企画部会における 17 回にわたる議論、現地視察、地方意見交換会を経て、3 月 24 日の本審議会での答申を受けて決定されたものです。

農林水産物・食品の輸出へのチャレンジ、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きが広がっている一方で、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など極めて厳しい状況に直面しています。このため、関係者の発想の転換や、改革の必要性についての認識の共有が求められていることなどを述べています。

こうした認識の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等で示された施策の方向等を踏まえつつ、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしています。

新たな基本計画の構成

○ 第 1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針



第1では、食料・農業・農村をめぐる情勢と、主な施策の評価と課題、施策を推進するに当たっての基本的な視点を示しています。

具体的には、高齢化や人口減少、グローバル化などの観点から、情勢の変化や施策の評価と課題を整理しています。

その上で、現在が施策展開に当たっての大きな転換点であるとの認識に立ち、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じ、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として施策の改革を推進することとしています。

◆ 本基本計画の内容について

本稿では、基本計画全体を簡単にご紹介した後に、農業に関連する記述について、ご紹介いたします。

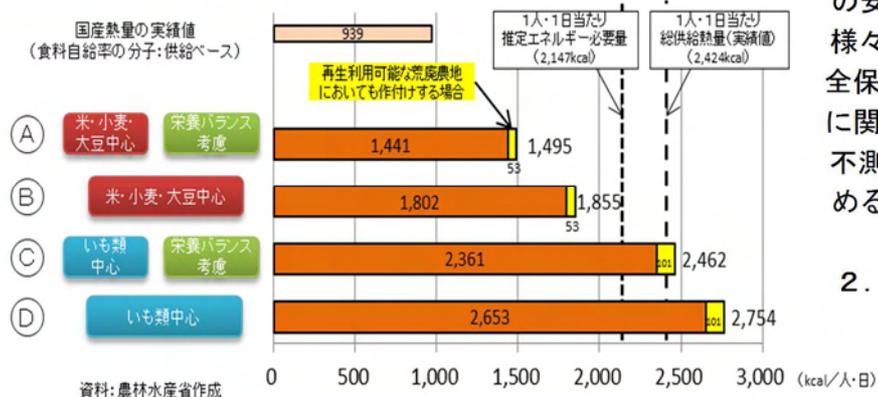
○ まえがき

我が国の農業・農村においては、6次産業化や

○ 第 2 食料自給率の目標

食料自給率目標については、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を重視し、平成 37 年度の目標としてカロリーベースでは現状 39%から 45%に、金額ベースでは現状 65%から 73%に引き上げる目標を設定しています。

食料自給力指標の姿(平成25年度)



また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに示しています。これにより、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有し、食料安全保障に関する国民的議論を深めたいと考えています。

食料自給力指標の推移



第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼を確保するための取組を推進するとともに、食育や国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承等を推進することとしています。また、食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業が、消費者の多様なニーズへの的確な対応や国内外の新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を促進することとしています。

さらに、様々なリスク（我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因）に対応した総合的な食料安全保障を確立するため、食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析、評価や、不測時の具体的な対応手順の整備等を進めることとしています。

2. 農業の持続的な発展に関する施策

農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を進める旨を明記するとともに、経営所得安定対策を着実に推進することとしています。

また、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保、構造改革の加速化に資する農業生産基盤の整備等を推進することとしています。

さらに、米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大とともに、畜産クラスターの構築、園芸作物の供給力の強化などに取り組むこととしています。

生産・流通現場の技術革新等については、現場のニーズを踏まえた研究開発と技術移転の加速化や、規模拡大、低コスト化等を可能とするため、スマート農業の実現等に向けた取組を推進することとしています。

また、気候変動への対応など、農業分野の環境政策についても総合的に推進することとしています。

3. 農村の振興に関する施策

多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を着実に推進するとともに、地域コミュニティ機能を維持するため、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落とのネットワーク化を推進することとしています。また、深刻化、広域化する鳥獣被害への対応を図ることとしています。

また、農産物等を活かした新たな価値の創出、バイオマスを基軸とした新たな産業の振興、再生可能エネルギーの生産・利用、農村への関連産業の導入等を通じ、農村全体の雇用の確保と所得の向上を推進することとしています。

さらに、観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流を戦略的に推進するとともに、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていく取組を推進することとしています。また、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしています。

4. 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

地震・津波災害からの復旧・復興に向け、農地や農業用施設等の着実な復旧、将来を見据えた農地の大区画化等を進めるとともに、原発事故に伴う風評被害の払拭や、輸入規制の緩和・撤廃に向けた諸外国への働きかけなどに取り組むこととしています。

5. 団体の再編整備等に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農協、農業委員会等）が、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにしていくため、事業・組織の見直しを行うこととしています。

○ 第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

国や自治体、農業者、消費者などの適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」を活用して政府一体となって施策を推進することなどを明記しています。

○ 農業に関連する記述について

基本計画本文の第3の1.食料の安定供給の確保に関する施策における「科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化」、2.農業の持続的な発展に関する施策における「農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション」という項目の中で農業に関する記述をしています。

① 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

食品の安全確保を図るために生産段階で必要な取組として、農業については、より安全で有効な農薬を迅速に供給するため、農薬登録審査に当たって、国際的に用いられている方法を導入して科学的な審査を充実させるとともに、国際的な共同評価への参加等により審査を迅速化すること

としています。また、農業者や産地において、農業生産工程管理（GAP）の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進することとしています。

ガイドラインに則したGAPの導入産地数

	ガイドライン※1に則したGAP導入産地数	GAP導入産地数に占める割合
5品目計	1010	37%
野菜	670	40%
米	96	36%
麦	78	38%
果樹	115	29%
大豆	51	32%

（※1）農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン 農林水産省調べ
（※2）調査対象は、野菜、米、麦、果樹、大豆のGAP導入産地 平成26年3月末現在

② 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図ることとしています。

その一環として、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進することとしています。

農業が環境に与える影響や効果を検証し、農業が消費者等にもたらす多様な便益についても明らかにしつつ、関係者間のコミュニケーションの促進や優良事例の共有を図るとともに、環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築等を推進することとしています。

◆ おわりに

今後、本基本計画に基づく施策を着実に推進していくために、関係者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。（基本計画の詳細については、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/siryuu.html）をご覧ください。）

食料・農業・農村基本計画

検索

2. 急性参照用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進め方について

(平成 27 年 3 月 13 日公表)

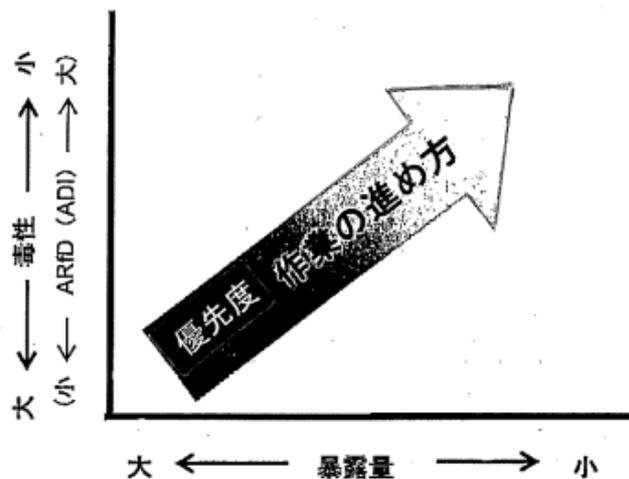
[厚労省 HP(資料 10) : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000077543.html>]

資料 10

急性参照用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進め方について

1. 基本的な考え方

平成 26 年 12 月より、急性参照用量 (ARfD) を考慮した残留農薬の基準設定について、審議が開始されたところであり、今後、新規開発や適用拡大等による基準設定のため食品安全委員会において評価がなされる農薬については、ARfD を考慮した基準設定を行うこととしている。一方、このような基準設定の予定がない農薬については、各農薬の毒性や暴露量等を踏まえ、計画的かつ効果的に ARfD を考慮した基準の検証を進める必要がある。このため、基準設定の予定がない農薬については、海外における評価結果等を参考に、基本的に毒性及び暴露量が大きいと考えられる農薬から優先的に見直し作業を進めることとする。



2. 当面の作業方針

上記「1. 基本的な考え方」に基づき、以下の条件に該当する農薬について、優先的に基準の見直しに係る作業を行う。

- ARfD (ADI) が 0.01mg/kg 体重 未満であって、モニタリング検査における検出率が 0.1%以上の農薬又は出荷量が 800t・kL/年以上の農薬
- モニタリング検査における検出率が 1%以上又は出荷量が 2000t・kL/年以上の農薬であって、ARfD (ADI) が 0.03mg/kg 体重 未満の農薬又は ARfD (ADI) が設定されていない農薬

ARfD (ADI) : FAO/WHO 合同残留農薬部会 (JMPR)、米国又は EU で設定された ARfD の最小値
ただし、ARfD の設定がない場合は、ADI を用いる。

検出率 : 地方自治体又は検疫所で実施されたモニタリング検査における検出率

出荷量 : 農薬製剤の年間国内出荷量 (固形製剤の重量(t/年)及び液体製剤の容量(kL/年)) を用いる。

※1 上記の条件に該当する農薬においては、さらに、毒性については、国際機関等の ARfD に係る評価内容など、暴露量については、各農薬の適用状況・残留量、各農作物の消費量などを踏まえながら、基準の見直しに係る作業を進める。

※2 上記の条件に該当するか否かにかかわらず、農薬の短期摂取量の試算を行う中で、国際機関等の ARfD を超過するおそれがある食品があり、かつ、当該食品への同農薬の残留の可能性も高いことが判明した農薬については、速やかに基準の見直しに係る作業を進める。

.....

3. 平成 25 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果

(平成 27 年 3 月 31 日公表)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/150331.html>]

(別添)

平成 25 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果 (概要)

1) 調査の目的

我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び生産段階での農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく指導を通じて農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

2) 使用状況調査

(1)調査方法

平成 25 年度の調査は、穀類、豆類、野菜及び果実の農産物を生産している農家 3,928 戸を対象とした。対象農家が、農薬の使用状況を地域センター等から配布された農薬使用状況等記入簿に記載した。

地域センター等が農産物の出荷時期に当該記入簿を回収し、当該記入簿に記載された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注) 生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記載している農家については、生産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不正使用 のあった 農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った農作 物に使用し た農家数	誤った使用 量又は希釈 倍数で使用した農家数	誤った時期 に使用した 農家数	誤った回数 で使用した 農家数
平成15年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)
22	4,745	43,631	1 (0.02%)	1 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
23	4,665	39,305	16 (0.34%)	3 (0.06%)	4 (0.09%)	4 (0.09%)	6 (0.13%)
24	4,618	45,424	18 (0.39%)	8 (0.17%)	3 (0.06%)	6 (0.13%)	5 (0.11%)
25	3,928	31,977	6 (0.15%)	1 (0.03%)	2 (0.05%)	0 (0.00%)	4 (0.10%)

(注) ①平成18年度以降は従来の野菜及び果実に加え、穀類及び豆類も調査対象としている。

②平成15年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

(2)調査結果（概況）（別表1）

調査対象とした3,928戸の農産物販売農家のうち、3,922戸（99.85%）の農家は適正に使用していることが認められた。6戸の農家で、以下のような7件（のべ件数）の不適正な使用が認められた。

ア 不適正な使用の内容（複数回答あり）

（ア） 使用してはならない農産物へ誤って使用した事例（1件）

（イ） 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（2件）

（ウ） 使用回数を誤って使用した事例（4件）

イ 不適正な使用が複数の農家で認められ作物なす

(注) のべ件数：1戸の農家で2種類の不適正な使用が認められた場合、2件として計算。

3) 農薬残留状況調査

(1)調査方法 [省略]

(2)調査結果(概況)(別表3及び別表4)

4,391 分析試料検体(のべ検体数)の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 686 検体(のべ検体数)であった。

(注)のべ検体数:1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 686 検体の試料のうち、685 検体は食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく残留基準値以下であったが、ねぎにおいて、エトフェンプロックスの残留基準値である 2 mg/kg を超過する試料が 1 検体(3 mg/kg)あった。これについては、都道府県の担当部局に対し、その旨を情報提供した。

(参考)

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点から踏まえて定めている。また、食品衛生法に基づく農薬の残留基準値は、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも作物中の残留量が超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することのないものである。残留基準値への適合状況の調査は、農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

ア 残留基準値超過のみられた農産物を摂食した場合の健康影響について

【ねぎ(エトフェンプロックス:3 mg/kg)】

今回の検出量のエトフェンプロックスを含むねぎを平均的な量食べた場合、全食品からの当該農薬の推定摂取量は ADI(許容一日摂取量:毎日生涯食べ続けても健康に影響がでない量)の 35.1%であり、当該ねぎを通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

◎慢性影響・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量

$ADI(0.031 \text{ mg/kg 体重/日}) \times 55.1 \text{ kg(国民平均体重)} = 1.71 \text{ mg/人/日}$

・全食品における当該農薬の推定摂取量(0.59 mg/人/日)が ADI に占める割合
 $0.59 \text{ mg/人/日} \div 1.71 \text{ mg/人/日} = 34.5 \%$

・当該ねぎを平均的な量摂食した場合の当該農薬の超過摂取量が ADI に占める割合{検出量(3 mg/kg)−残留基準値(2 mg/kg)}×平均的な摂食量(9.4 g/日)
 $= 0.0094 \text{ mg/人/日}$

$0.0094 \text{ mg/人/日} \div 1.71 \text{ mg/人/日} = 0.55 \%$

・超過摂取量を加えた暴露評価

$34.5 \% + 0.55 \% \doteq 35.05 \% \quad ADI \text{ に対して } 35.1 \%$

イ 当該農家の農薬の使用状況について

この農家の農薬使用状況を確認したところ、エトフェンプロックス乳剤(ねぎに収穫 21 前日までの使用が可能)を収穫 32 日前に使用していたが、それ以外には、同剤の使用は記録されていなかった。記録を確認した範囲では残留基準値を超えた明確な原因は確認できなかったことから、検出された成分の残留状況について引き続き注視していきます。

4) 調査結果を受けた対応

- (1) 不適正な使用が認められた農家に対して、地域センター等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- (2) 今回の調査結果を都道府県に連絡するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請する予定である。
- (3) 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 26 年度も同様の調査を実施している。
- (4) その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。

4. 平成 27 年度農薬危害防止運動の実施 (平成 27 年 4 月 24 日通知)

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html]

もう一度確認!
その使い方で大丈夫?

農薬の保管は適切に
容器の移し替えは誤用のもと。

周辺環境への配慮を
土壌くん蒸後はしっかり被覆。

防護装備を正しく着用
マスク・保護メガネ・防除衣の3点を着用。

ラベルの確認も忘れずに!

平成27年度農薬危害防止運動
農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

農薬危害防止運動 検索

5. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(平成 27 月 5 月 18 日改訂)

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/index.html]

農水省は、平成 26 年 9 月 18 日公表した改訂 Q&A (2014.9 月改訂) について、2015 年 4 月 2 日に米国環境保護庁 (EPA、農薬規制当局) が、4 種類のネオニコチノイド系農薬に対し、再評価によるリスク評価が終わるまでは、新たな使用方法については承認しないことが公表されたことを反映した改訂を行った。

(1) 米国の状況に関する Q&A を 1 問「Q 7」とし追加し、全 9 問となった。

(2) Q1～6 は、変更なし。

(3) 「Q 8、9」は、EU の 3 種類に対し今回の米国 4 種類(EU : 3+1)となったことによる表記の調整程度の修正。

Q7. 米国において、ネオニコチノイド系農薬の使用が制限されることとなったのですが、その内容はどのようなものですか。

A7.

米国環境保護庁(EPA)は、4種類のネオニコチノイド系農薬の新たな使用方法を承認しないこととしました。

米国で農薬の登録審査を行う機関である環境保護庁(EPA)は、2015年4月2日に、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメキサム、ジノテフランの4種類のネオニコチノイド系農薬に対し、新たな使用方法については承認しないことを公表しました。

なお、既に登録されている使用方法を変更する予定は、今のところないとのことです。

EPAは、ネオニコチノイド系農薬の再評価をすすめており、その中で、新しい蜜蜂の安全に係る試験を要求しています。そのデータが提出され、それに基づいた花粉媒介者へのリスク評価が終わるまでは、野外での新たな使用方法を承認しないことを、ネオニコチノイド系農薬の登録メーカーに通知しました。

4種類のネオニコチノイド系農薬の再評価が終了するのは、2017年から2018年とされています。

以前に承認された使用方法は変わりません。

この措置の対象となるのは、以下の場合であり、既に登録されている使用方法には適用されません。

- 新たな使用方法(適用される作物グループの拡大も含む)
- 使用方法の追加(例: 航空機による防除)
- 試験での使用
- 新たな地域限定登録

また、この措置は暫定的なものであり、対象の農薬でしか対処できないような甚大な害虫の被害が新たに生じた場合には、緊急の農薬使用を認めるかどうかを検討することとなっています。

6. 平成 26 年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策(平成 27 年 6 月 23 日公表)

[農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/150623.html>]

農水省は、平成 25 年から 3 年間、農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の検討基礎資料とするため、被害事例に関する調査を実施している。

今回、平成 26 年度(4/1～3/31)に報告のあった被害事例について取りまとめ、今後の対策と併せ公表した。

【結果のポイント】

- (1) 79 件の被害事例が報告された。(25 年度(5/30～3/31)は、69 件)
- (2) 蜜蜂被害は、25 年度と同様、水稻の開花期及びその前後に多く、カメムシ防除に使用した殺虫剤を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられる。
- (3) 周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例が報告されている。
- (4) 水稻のカメムシ防除時期、農薬使用者から情報提供の改善が認められたが、個々の養蜂家まで十分に情報が伝わっていない場合もあるという課題が明らかになった。
- (5) 25 年度に比べ被害が減少した地域では、水田の近くに巣箱を設置しない、粉剤から粒剤に切り替え、蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける等の取組を実施。

【今後の対策】

- (1) 水稻のカメムシ防除に伴う被害を軽減するため、引き続き養蜂家と農家の情報交換を徹底するとともに、地域の実態に合った被害軽減対策を推進するよう通知を発出します。また、水稻以外の作物についても情報交換を推進するよう依頼します。
- (2) 農薬メーカーに対して、農薬ラベルを見た農業者が、情報交換の徹底ができるよう、農薬の使用上の注意事項の見直しを要請します。
- (3) 平成 27 年度も被害事例調査を継続し、引き続き要因の解析に必要な情報を蓄積していきます。その際、水稻以外の作物についても、被害時期の農薬の使用状況の把握や死虫試料採取への一層の協力を要請します。
- (4) 試験研究機関において、蜜蜂の水田への飛来を低減する技術の開発、花粉や水田水を経由した農薬暴露の可能性の解明などの調査研究を引き続き実施します。

※ 農薬工業会は「農家の皆様へ」の啓発チラシを作成しました。…次頁へチラシ配布をご希望の方は農薬工業会にご連絡ください。

(電話 : 03-5649-7191、jcpa@jcpa.or.jp)

農家の皆様へ

農薬散布の際に ミツバチへの 被害を防ぐために



ミツバチは、果樹園や畑地などに花蜜や花粉を求めて飛来します。

水稲は蜜源作物ではありませんが、ミツバチが水田に飛来することがあります。
水稲カメムシ防除に散布する農薬により、ミツバチに被害が発生しないようにしましょう。

水田や果樹園・畑地に農薬を散布する場合は、ミツバチの被害を防ぐために、
以下の点に注意してください。



農薬ラベルの使用上の
注意事項をよく確認して、
ミツバチに影響がある
農薬を使用する際は
特に注意しましょう。



ミツバチの巣箱および
その周辺に農薬が飛散
しないよう、風速や
風向きに注意しましょう。



○月○日
○時頃
農薬散布
します。



養蜂家との情報交換を
徹底できるように、

養蜂が行われている地区で、
ミツバチに影響がある農薬を
使用する場合は、農薬散布日・
農薬散布方法など農薬使用に
係る情報をあらかじめ都道府
県の農業指導部局などに連絡
をお願いいたします。



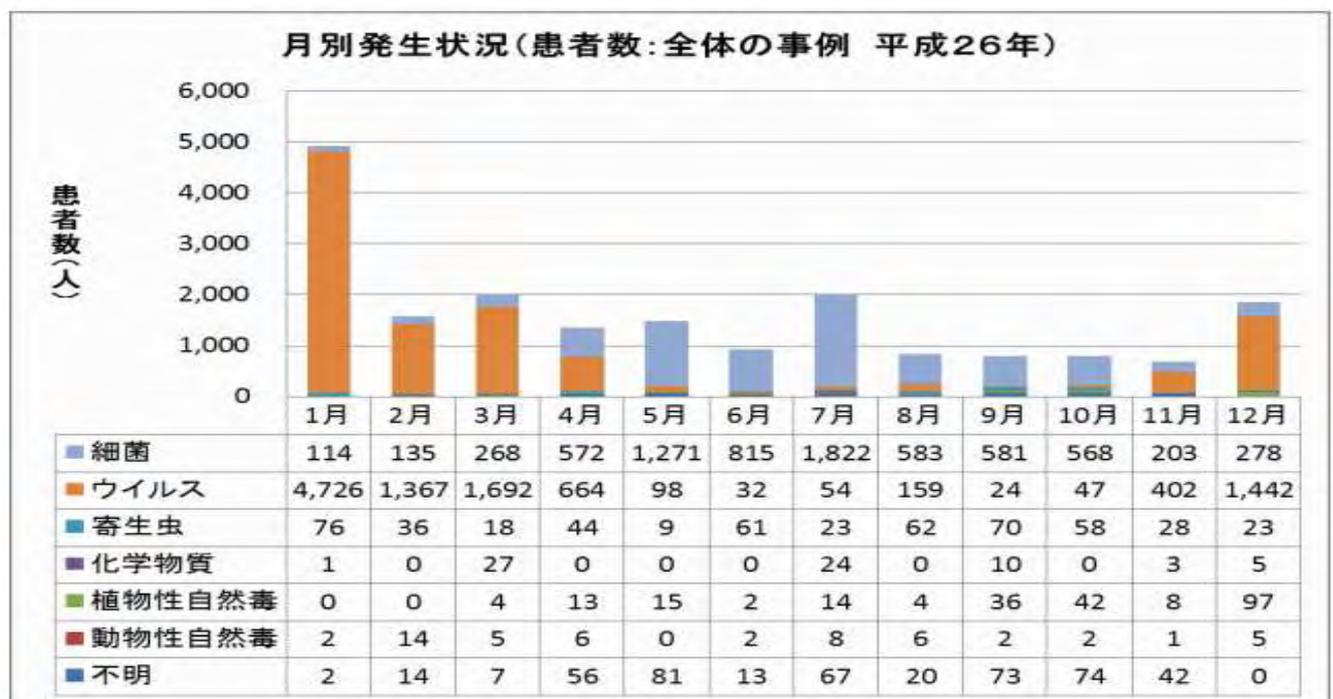
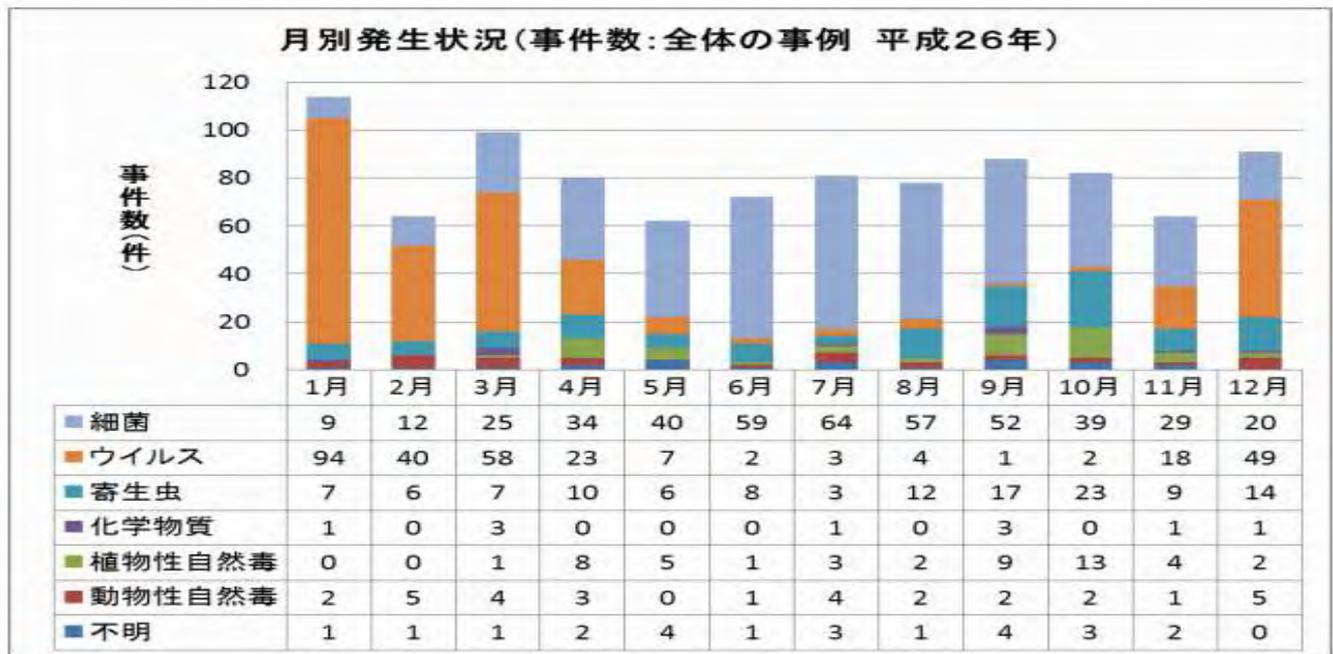
ミツバチの活動が
最も盛んな時間帯
(午前8:00~12:00)を避け、
できるだけ早朝または
夕刻に農薬を散布する
ようにしましょう。



農薬工業会

7. 平成 26 年食中毒発生状況の概要 (平成 27 年 6 月 23 日)

食品安全委員会：<https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20150623fsc>



原因物質の「化学物質」*は、具体的な記載はありませんが、原因食品は「かつおのたたき」「ブリの照り焼き」「さば味噌漬」などとしています。

※ FOOCOM.NET の記事によれば、鮮度の悪い魚介類中で一部の細菌が産生するヒスタミンによるものがほとんどとしています。

8. 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 27 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

【特殊報】

平成 27 年 6 月 22 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H27. 1. 16	北海道	てんさい	てんさい褐斑病 (QoI 剤耐性)
H27. 1. 27	茨城県	しそ	シソモザイク病 (仮称)
H27. 2. 2	愛知県	食用トレニア、食用金魚草	クロテンコナカイガラムシ
H27. 2. 10	岡山県	きゅうり (かぼちや台木)	キュウリ黒点根腐病
H27. 2. 19	神奈川県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病 (Psa3 系統)
H27. 3. 1	大分県	トルコギキョウ	トルコギキョウ茎えそ病
H27. 3. 2	愛知県	きゅうり	キュウリ退緑黄化病 (CCYV)
H27. 3. 2	愛知県	しそ	シソモザイク病 (仮称) (PMoV)
H27. 3. 13	沖縄県	秋うこん、春うこん、紫うこん	秋ウコン青枯病、春ウコン青枯病、紫ウコン青枯病
H27. 3. 23	熊本県	トマト	トマト茎えそ病 (仮称) (CSNV)
H27. 3. 26	新潟県	かき	カキサビダニ
H27. 3. 26	東京都	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病 (Psa3 系統)
H27. 4. 27	香川県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病 (Psa3 系統)
H27. 5. 11	静岡県	オリーブ	オリーブがんしゅ病
H27. 5. 18	佐賀県	トマト、ピーマン	ピーマンえそ輪点病、トマト茎えそ病 (仮称) (CSNV)

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H27. 5. 28	茨城県	にら	ニラ褐色葉枯病
H27. 5. 28	山口県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
H27. 5. 28	高知県	パプリカ、トマト	ピーマンえそ輪点病、トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
H27. 6. 3	大分県	さといも	ナンヨウネコブセンチュウ
H27. 6. 3	大分県	ピーマン	ピーマンえそ輪点病
H27. 6. 5	京都府	トマト	トマト茎えそ病(仮称)(CSNV)
H27. 6. 9	高知県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
H27. 6. 12	千葉県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)

(3) 病害虫防除に関する情報の活用について

農林水産省では、農作物の安定生産のためには、適期の病害虫防除が必要なことから、病害虫防除が適切に実施されるよう、都道府県等の関係機関と連携して、発生予察事業による病害虫の発生予測、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の推進、農薬飛散低減対策の指導等を実施しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

① 病害虫発生予察情報に関するウェブページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

[平成 27 年度発表予定日]

第 4 号： 7 月 14 日(火曜日) (参考)これまでの発表
 第 5 号： 7 月 28 日(火曜日) 第 1 号： 4 月 21 日(火曜日)
 第 6 号： 8 月 18 日(火曜日) 第 2 号： 5 月 19 日(火曜日)
 第 7 号： 9 月 18 日(金曜日) 第 3 号： 6 月 23 日(火曜日)
 第 8 号： 10 月 20 日(火曜日)
 第 9 号： 11 月 24 日(火曜日)
 第 10 号：平成 28 年 2 月 23 日(火曜日)

② 技術情報等

主要な作物別に病害虫の防除に関する技術情報等が掲載されています。
 また、特殊報を発表された都道府県の防除所等 がリンクされています。
 [http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html]

9. 使用制限となる農薬と変更内容

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

新たに導入された短期暴露評価に対応しての変更内容及び変更理由については、当協会ホームページの「トピックス欄」の「使用制限となる農薬と変更内容」に、農薬名ごとの変更内容を掲載していますのでご確認ください。

http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_touroku-seigen.html

平成27年1月以降に使用制限となった農薬は次のとおりです。

- (1) 平成27年1月21日から使用制限となる変更が予定されていた農薬
ラリー乳剤、パダントレボン粒剤L、トレボン粒剤、トレボン水和剤、オルフィンフロアブル、オルフィンプラスフロアブル
- (2) 平成27年2月4日から使用制限となる変更が予定されていた農薬
ジメトエート関連剤（ジメトエート剤）
- (3) 平成27年2月18日から使用制限となる変更が予定されていた農薬
日産ルビゲン水和剤、日産スペックス水和剤、マイクロデナポン水和剤85、マブリック水和剤20、マブリックジェット、マブリックEW、デナポン水和剤50、クロピクフロー、エスレル10
- (4) 平成27年5月13日から使用制限となる変更が予定されていた農薬
メタアルデヒド粒剤、ジベレリン関連剤
- (5) 平成27年6月10日から使用制限となる変更が予定されている農薬
ヘキサジノン剤、ラサイドA乳剤
- (6) 平成27年6月24日から使用制限となる変更が予定されていた農薬
ベネビアOD
- (7) 平成27年7月8日から使用制限となる変更が予定されている農薬
アドバンテージS粒剤、アドバンテージ粒剤、オンコルOK粒剤、オンコルスタークル粒剤、オンコルマイクロカプセル、オンコル粒剤1、オンコル粒剤5、オンダイアエース、ガーデンホスピタル粒剤、ガゼット粒剤、グランドオンコル粒剤、ジャッジ箱粒剤

10. 芝草用農薬の登録状況（平成22年10月～27年5月）

平成27農薬年度に新たに登録になった芝草用農薬など、平成23農薬年度から27農薬年度に新たに登録になった芝草用農薬を取りまとめた一覧として当協会ホームページ「トピックス」に掲載していますのでご参照ください。

http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_touroku.html

II. 緑の安全管理士会

1. 平成27年度「緑の安全管理士会」役員会開催(6/19)

平成27年6月19日(金)に「緑の安全管理士会」会長の水流昇氏(九州・沖縄支部長)、副会長の舟山茂氏(関東・甲信越支部長)以下7役員(支部長:下表)が出席されて、全農薬ビル9F会議室で開催されました。また、事務局として緑の安全推進協会からは齊藤登・吉村正機新旧両会長、以下6名が出席しました。

- 議題は、①H26年度の活動報告と収支決算
 ②H27年度の活動計画及び収支予算の報告
 ③支部大会の運営並びに現状の課題と対応
 ④その他(協会20周年事業など)

緑の安全管理士会役員

[会長:水流 昇 副会長:舟山 茂]

支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	弓削 知憲	関 澄之	篠原 友行
東北	平尾 明	正木 吉範	
関東・甲信越	舟山 茂	大島 英樹	
東海・北陸	三島 公明	大石 浩	
近畿	上尾 正美	紀平 茂男	宮本 淳
中国・四国	小郷 巧	田頭 正之	
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	竹井 嘉浩

今年度は「緑の安全推進協会」が創立20周年を迎えることから、記念事業として多数の緑の安全管理士を社内で養成している事業者を、特段の管理士会への協力者として感謝状を贈ることとしました。[18社:23頁参照]

また、昨年ご案内のとおり長期継続の有資格管理士は、平成27年度の更新時より「認定証(カード)」をゴールドカード(ライン入り)とします。

[対象となる「緑の安全管理士」は7月3日現在248名:23参照]

2. 平成26年度の「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)

◇ 平成26年度活動報告

(1) 支部大会(兼資格更新研修会)の開催

「緑の安全管理士会」支部大会(兼資格更新研修会)の開催日と参加者区分・人数及び研修内容・講師は以下のとおり。

支部	開催日	場所	管理士数	参加者	更新対象	更新者	出席率	更新率	アンケート提出者
北海道	11月25日	札幌ガーデンハルス	228	82	34	24	36.0%	70.6%	63 76.8%
東北	11月27日	仙台市・ホテル白萩	323	109	49	39	33.7%	79.6%	37 33.9%
関東・甲信越①	11月28日	北区・北とびあ	586	259	112	63	44.2%	56.3%	101 39.0%
関東・甲信越②	12月8日		588	259	100	65	44.0%	65.0%	89 34.4%
東海・北陸	12月10日	名古屋中小企業福祉会館	359	114	44	37	31.8%	84.1%	50 43.9%
近畿	1月23日	大阪市・新梅田研修センター	258	114	40	28	44.2%	70.0%	56 49.1%
中四国	1月22日	岡山市・オルガホール	228	80	40	20	35.1%	50.0%	52 65.0%
九州・沖縄	1月21日	福岡市・天神クリスタルビル	245	96	39	31	39.2%	79.5%	47 49.0%
計			2,815	1,113	458	307	39.5%	67.0%	63 5.7%

参加総数は1,113名(25年度1,144名)、資格更新者は307名(同421名)、資格有効期間内の参加者は806名(同723名)。[更新受講料:20,200円(資格有効期間:5年間)]

本年度の研修テーマは、各支部共通の

- イ)行政の動向(各地方農政局)
 - ロ)農薬に関する環境リスクの評価と管理(環境省)
 - ハ)農薬の登録状況を巡る話題(FAMIC)、の3題に、
- ニ)支部別テーマとして
- ① ミツバチに対する農薬の影響(北海道・東北地区)
 - ② 芝地を巡る防除の現状と課題(関東地区)
 - ③ 松くい虫激害の再発生とその原因と対策(東海地区以西)

をそれぞれ加えて、各支部計4題としました。

なお、会場毎にアンケート調査を実施して要望や意見の把握に努めていますが、回収率は26年度で44%とその向上が課題と受け止めています。

アンケートでも指摘されている研修会での途中退席者については、緑の安全管理士の資格が社会的にも認知されつつある中で、公益法人として「資格の認定」、「資格の更新」を行っていることを参加者へ周知することで途中退席者の解消を呼びかけています。

(2) 旧「認定証(カード)」を紛失している場合

更新研修を終えた資格更新者への新規の「認定証(カード)」等の発送は、「認定証(カード)」(有効期限：平成27年3月31日)の返納を確認してからの発送としています。

事務の正確を期すため認定証を紛失している場合は、『紛失届(再発行を抹消)』の提出(FAX可)をいただいで返納に代えています[届出には手数料・写真は不要]。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(3) 「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

最近の農薬を巡る動向等について緑の管理士あてに取りまとめた「みどりのたより」は、年3回発行(No. 60, 61, 62)、当会ホームページに掲載。

なお、7月に発行した60号からは緑の安全管理士あての配布に改めている。

また、郵便物等が送付先不明で返送される事例が連続する場合は、一旦、発送を停止していますが、連絡先等変更届を事務局で受理した時点で発送を再開しています。

「緑の安全管理士」へのメールマガジンはメールアドレスを登録されている管理士(26年度当初：485名)の方へ農薬の登録情報・病虫害の発生予察等の情報提供(43回)を行った。

[別表]

平成26年度「緑の安全管理士会」収支決算について

◎支部大会等収支決算・収支予算

		26年度収支決算			27年度収支予算	
		予算額(イ)	決算額	増減	予算額(ロ)	増減(イ-ロ)
◆収入	(1)認定研修会収入	3,192,000	4,583,148	1,391,148	4,100,000	908,000
	(2)更新研修会収入	9,850,000	6,234,940	-3,615,060	7,070,000	-2,780,000
	(3)認定証 交付料	216,000	241,600	25,600	198,000	-18,000
	(収入合計)	13,258,000	11,059,688	-2,198,312	11,368,000	-1,890,000
◆支出	(1)事業促進費	380,000	315,360	64,640	200,000	-180,000
	(2)管理士会会場費	670,000	826,846	-156,846	800,000	130,000
	(3)管理士会旅費	2,000,000	1,196,410	803,590	1,300,000	-700,000
	(4)管理士会印刷費	2,200,000	2,622,456	-422,456	2,025,000	-175,000
	(5)管理士会通信費	400,000	486,360	-86,360	650,000	250,000
	(6)管理士会謝金	800,000	666,768	133,232	600,000	-200,000
	(7)管理士会諸費	300,000	427,280	-127,280	300,000	0
	(8)会報作成費	700,000	667,440	32,560	900,000	200,000
	(9)会報発送費	500,000	554,297	-54,297	900,000	400,000
	(10)認定証作成発送	200,000	49,744	150,256	10,000	-190,000
	(11)認定研修会場費	230,000	184,680	45,320	200,000	-30,000
	(12)認定研修代金	250,000	646,833	-396,833	700,000	450,000
	(13)認定研修謝金	450,000	376,797	73,203	400,000	-50,000
	(14)認定研修通信費	200,000	49,956	150,044	50,000	-150,000
	(15)認定研修印刷費	700,000	800,118	-100,118	730,000	30,000
	(16)認定研修会諸費	450,000	518,846	-68,846	500,000	50,000
	小計((1)~(16))	10,430,000	10,390,191	39,809	10,265,000	-165,000
【管理士会・負担分】						
(1)法人業務委託費	758,400	768,000	-9,600	758,400	0	
(2)事務所賃借料等	2,255,000	2,391,608	-136,608	2,400,000	145,000	
(支出合計)	13,443,400	13,549,799	-106,399	13,423,400	-20,000	
◆差引		-185,400	-2,490,111	-2,304,711	-2,055,400	-1,910,000

◇ 平成 27 年度活動計画について

(1) 支部大会(資格更新研修会)の開催

平成 27 年度の支部大会(兼更新研修会)の開催計画は下表のとおりで、テーマ等の詳細については、9 月に決定次第、支部大会(更新研修会)のご案内を差し上げます。

① 平成 27 年度「緑の安全管理士会」支部大会及び研修会開催計画

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/24	関東①	11/19	東海・北陸	11/26	中国・四国	1/21
東北	12/11	関東②	11/30	近畿	1/22	九州・沖縄	1/20

管理士の方々におかれましては、予定に入れて多数のご参加をお願いします。

② 開催場所：各会場の案内図は、当協会のホームページに掲載しています。

[<http://www.midori-kyokai.com/kanrisi/taikai.html>]

③ 受講料：20,200 円 [資格有効期間：5 年間]



3. 事務局からの連絡とお願い

(1) 「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

発行は年 3 回を予定、緑の安全管理士、緑安協会員、国(農水、環境)・都道府県の関係部局(含防除所)、FAMIC などに配布。

緑の安全管理士の皆様からの活動状況、ご意見等の投稿もお受けしております。

また、メールマガジンは、メールアドレスを登録している管理士 622 名(26 年度:485 名)に対しては農薬登録等の情報を提供しています(週 1 回程度)。将来的には支部(地域)活動の展開を図るうえからも地域の会員相互の連絡ネットワークの構築が不可欠と考えていることから、メールアドレスの登録を推進しています。

資格認定(更新)受講申込書、住所変更等の届出書に記入された方、又は、一度登録手続きをされた方は不要です。

(2) 勤務先や住所等が変更となった場合

みどりのたより・資格更新案内などは、届出されている住所に送付していますが、宛先不明が連続(2回を目途)した場合は、発送は停止しています。

勤務先や住所など届出事項の内容に変更があった場合は、FAX・電子メール等で速やかに事務局までご連絡下さい。送付を再開します。

[届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

(3) 「緑の安全管理士」認定証の再発行

認定証を紛失されて再発行を希望される方は、当会のホームページで「再発行願い」をダウンロード、ご記入の上、写真 2 枚、再発行料金(3,000 円)を添えて事務局まで提出。不明な点は事務局にお問い合わせください。

[再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]



(4) 「緑の安全管理士」認定証の紛失届・・・[様式は、上記(7)と同じ]

認定証を紛失している場合は、「認定証紛失等再発行願い」の書式を『紛失届(再発行を抹消)』として、提出(写真・手数料は不要、FAX 可)することで事務処理しています。

(5) 管理士資格の復活手続き

業務等の都合により「緑の安全管理士」の資格更新ができてなかった方で、管理士の資格復活を希望される方は事務局にご相談下さい。

資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件(理由)によっては、筆記試験の上、次年度の更新研修会参加などによる資格復活の制度があります。

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 第26回通常総会開催

平成27年6月18日、通常総会を開催し、平成26年度事業および決算、役員任期満了に伴う理事、監事選任について協議し、理事会提案とおり承認されました。

総会終了後、臨時理事会を開催し、代表理事会長、副会長および専務理事を選出した。役員は以下のとおり。なお、吉村正機氏は本総会をもって退任し、齊藤登氏が会長(代表理事)に、副会長には、平田公典氏が新たに選出されています。

平成27年度(公社)緑の安全推進協会役員名簿(理事・監事)

平成27年6月

役職	氏名	所属会社・団体
会長	齊藤 登	(公社)緑の安全推進協会
副会長	平田 公典	農薬工業会 会長
〃	小林 由幸	(株)ロイヤル・グリーン・メンテナンス 代表取締役社長
専務理事	内田 又左衛門	(公社)緑の安全推進協会
理事	青木 邦夫	全国農薬協同組合 理事長
〃	尾嶋 正弘	クミアイ化学工業(株) 常務取締役
〃	小田 敏晴	全国農業協同組合連合会 肥料農薬部次長
〃	坂井 哲四郎	(株)ニチノー緑化 代表取締役社長
〃	壇辻 寛和	住友化学園芸(株) 代表取締役社長
〃	姫島 正樹	ダウ・ケミカル日本(株) 日本・韓国 登録部長
〃	宮田 敏宥	(株)理研グリーン 代表取締役社長
〃	矢野 俊彦	住友化学(株) アグロ事業部長
監事	小西 敏之	小西安農業資材(株) 代表取締役社長
〃	阪本 剛	農薬工業会 専務理事

2. 資格認定研修会

平成27年度の「緑の安全管理士」資格認定研修会は、12月2日(水)～4日(金)に東京・新橋の共栄火災海上保険(株)研修室で予定(定員：100名)しています。

なお、平成27年度の「緑の安全管理士」資格認定研修会の申込方法等につきましては、8月下旬頃から当協会ホームページに掲載する予定です。

〈注〉現在は、平成26年度の案内を参考に掲載しています。〉

[<http://www.midori-kyokai.com/sikaku/nintei.html>]



3. 特別研修会

「特別研修会」は、緑の安全管理士や防除に携わられる一般の方々の技能及び信頼度の一層の向上を目的として「現場で役立つ病虫害の診断・防除対策」、「農薬の適正使用に関する情報」の提供を目的として、農薬工業会支部を単位として年2カ所を目処に開催しています。

3年目の平成27年度は、中部(東海・北陸)地区と関東地区で開催を予定しています。

① 関東地区：平成27年10月22日(木)、東京都北区「北とぴあ」

② 中部地区：平成28年2月18日(木)、名古屋市「愛鉄連厚生年金基金会館」

4. 講師派遣

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、平成26年度は都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等へ142回(前年：159件)講師を派遣(無償)しました。そのうち緑地・ゴルフ場分野関係への派遣は20件でした。

緑地・ゴルフ場分野の講師陣を平成26年度から充実・強化(14人)していますので、研修会などを企画されている方に積極的にご紹介ください。

派遣の時期・内容等によっては、準備に2ヶ月程が必要です。また、派遣できる研修会の規模(参集人数)は30名以上を目安としています。講師派遣の詳細、申し込み様式は当協会ホームページに掲載しています。

お問い合わせ、お申し込み等の相談は担当者(石島)まで。

電話番号：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email：ishijima@midori-kyokai.com URL：<http://midori-kyokai.com/>]



5. 農薬電話相談室

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話相談には無料で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でも結構ですのでご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

相談電話：03-5209-2512



6. 「グリーン農薬総覧2015年総合版」のご案内

総合版は、隔年の刊行で本版は2014年1月～2014年12月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に、登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っています。

協会のホームページ出版物案内では、概要のサンプルをPDFで紹介しており、注文書はダウンロードしてFAX(03-5209-2513)できます。

[注文用紙：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



7. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識の普及・啓発に関わる方々で、講習会・研修会・会議や各種イベントに出席の方々へ配布し活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

(26年度実績：リーフレット12種類、207ヶ所、248回、176千枚)

リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで **FAX 03-5209-2513** にて受付けています。

提供できるリーフレットは、当協会のホームページに紹介しています。

お問い合わせは、農薬相談室(03-5209-2512)まで。

[サンプル：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



住所、連絡先(勤務する事業所、所属会社等)等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日

認定番号(No.)

氏 名()

変更前の勤務先()

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名 を記入)		2.経営母体名 ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒(—)必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒(—)必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

- 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX 可)。
- 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">写真貼付</div> <div style="margin-bottom: 5px;">免許証サイズ</div> </div>	申請年月日	平成 年 月 日	
	認定番号	No.	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生	
勤務先名			
所属部課			
勤務先住所	(〒 -)		
勤務先 TEL/FAX	TEL:	FAX:	
勤務先 E-mail			
自宅住所	(〒 -)		
自宅 TEL/FAX			
自宅 E-mail			
再発行(紛失)類名	1. 認定証 (名刺サイズ写真付)	2. 認定証書 (B 5サイズ証書)	
再発行(紛失)由	1. 紛失	2. その他()	
分野別	1. 農耕地	2. 緑地・ゴルフ場分野	
認定年月日	平成 年 月 日		
有効年月日	平成 年 月 日		

- ★ 認定証書(B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000(送料込み)
認定証(名刺サイズ写真付き)再発行料金 ¥3,000(送料込み)
※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)
- ★ 写真2枚送付のこと。
- ※ 1枚は本願い書に貼付。もう1枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めて同封。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513

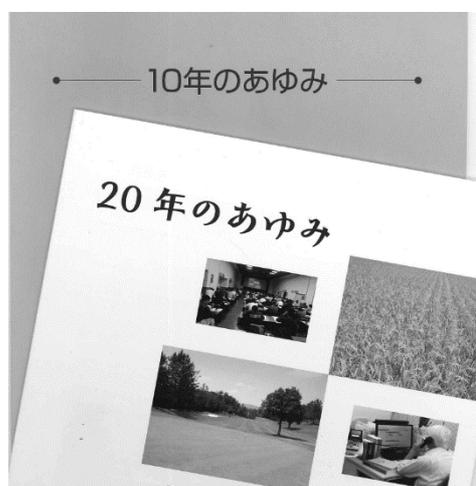
E-mail：midori@midori-kyokai.com

[お知らせ]

(公社) 緑の安全推進協会の「20周年記念誌」及び「みどりのたより」

公益社団法人 緑の安全推進協会は、本年創立20周年を迎えます。
記念事業の一つとして、記念誌「20年のあゆみ」を発刊しました。
既報「みどりのたより」と併せてPDF版で読むことができます。

<http://www.midori-kyokai.com/kanrisi/>



みどりのたより

第63号

発行日 平成27年7月7日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田3-3-4（全農薬ビル5階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http://www.midori-kyokai.com

Eメール: midori@midori-kyokai.com